

●香川県選挙管理委員会告示第4号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
三豊市	略		三豊市	略	
	<u>三豊市地域交流館荘内</u>	<u>三豊市詫間町大浜甲1633番地36</u>		<u>三豊市詫間町荘内自然休養村センター</u>	<u>三豊市詫間町大浜甲1891番地1</u>
	略			略	
	三豊市仁尾町文化会館	略		三豊市仁尾町文化会館	略
	<u>三豊市地域交流館大見</u>	<u>三豊市三野町大見甲3078番地4</u>		三豊市三野町生涯学習センター	略
	三豊市三野町生涯学習センター	略		略	
略			略		